

財務省第11入札等監視委員会
令和2年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和3年3月18日(木) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和2年10月1日(木)～令和2年12月31日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：今治税務署庁舎及び別館耐火書庫屋上防水工事 契約相手方：株式会社山装(法人番号3500001004203) 契約金額：6,578,000円 契約締結日：令和2年11月26日 担当部局：高松国税局
		契約件名：令和2年度八幡浜市舌間所在国有地内の法面測量調査設計業務 契約相手方：南海測量設計株式会社(法人番号5500001002956) 契約金額：8,800,000円 契約締結日：令和2年10月22日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：確定申告に係るハイテーブル等物品の借上げ業務 契約相手方：山王スペース&レンタル株式会社(法人番号7010001009719) 契約金額：10,450,000円 契約締結日：令和2年12月2日 担当部局：高松国税局
		契約件名：令和2年度愛媛県内合同宿舍住宅用警報器取替業務 契約相手方：東洋防災工業株式会社(法人番号1480001001782) 契約金額：4,565,000円 契約締結日：令和2年11月6日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「今治税務署庁舎及び別館耐火書庫屋上防水工事」 契約相手方：株式会社山装 契約金額：6,578,000円 契約締結日：令和2年11月26日 担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が44.9%となっているが、予定価格の算定根拠を示していただきたい。</p> <p>落札業者への調査等で安く入札できた理由は何か。</p> <p>防水工事の更新基準はどうなっているのか。</p> <p>前回の工事からどれくらいの周期で行ったのか。</p>	<p>予定価格の算定において、直接工事費については、最新の「建築コスト情報」や「建設物価」等の積算資料や複数業者から徴した見積りを考慮し、共通費については、公共建築工事共通費積算基準を参考に積算した。</p> <p>入札額を低くできた理由としては、落札業者が、自社で施工して外注業者を利用しなかったこと、資材調達先とは一物件対応ではなく複数物件の資材協力であり、安価に資材を購入することができたためである。</p> <p>防水工事の更新基準としては、露出防水の場合15年、押えコンクリート保護防水の場合は30年の基準を設けている。</p> <p>今回の屋上防水修繕工事は、露出防水の場合に該当し、前回の実施は平成15年であるので、工事の更新基準として定めている露出防水の場合の15年を超え17年経過していた。</p>
<p>【案件2】 「令和2年度八幡浜市舌間所在国有地内の法面測量調査設計業務」 契約相手方：南海測量設計株式会社 契約金額：8,800,000円 契約締結日：令和2年10月22日 担当部局：四国財務局</p> <p>今回のような崩落の危険性のある事案はどのくらいあるのか。 また、崩落前に工事することはないのか。</p>	<p>現時点で、崩落の危険性がある国有地の個所数は承知していない。</p> <p>基本的には住民等から「落石の危険があるため、対処願いたい。」等の申出を受け、緊急性、人命等への危険性、必要性、県や市などからの意見、予算の状況等をみながら検討の上、実施するものとする。</p>

急傾斜地崩壊危険区域はどのように指定されるのか。
また、急傾斜地崩壊危険区域の図面はいつ作成されるのか。

参加要件によって排除された業者は、審査で不合格となったことについてどのような反応だったか。

測量業務の主任技術者に関する高度な技術と十分な経験を有する者であることの証明とはどのようなものか。

一者応札となったのは、契約期間が5か月と短かったことが要因か。

【案件3】

「確定申告に係るハイテーブル等物品の借上げ業務」

契約相手方：山王スペース&レンタル株式会社

契約金額：10,450,000円

契約締結日：令和2年12月2日

担当部局：高松国税局

仕様書で、各署別の借上物品や数量等を定めているが、これは、業者にも相談して作成しているのか。

応札者が1者となった原因はあるのか。

今後について、多くの業者が入札して競争性を維持するために、四国全体ではなく県別に入札するなどの考えはあるのか。

急傾斜地崩壊危険区域の指定は県が行うため、指定方法は承知していない。

図面は、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定する際に作成するのではないかと考える。

本件の入札公告に基づき測量業務にかかる「高度な技術と十分な実務経験を有することの証明書」の提出を督促したところ、「入札参加を取りやめたいが辞退はしない。また、証明書は提出しない。」旨の回答があった。

資格審査結果を伝えた際は、「承知した」との回答のみであった。

本件で求めた高度な技術と十分な実務経験を有する証明とは、取得している資格やこれまでに担当した同種の工事の業務歴等である。

入札前に業者に確認したところでは、4か月あれば業務を完了できるとのことであったため、契約期間が短かったことが直接の要因とは考えていない。

当局において、過去からの状況を踏まえ必要最小限となるよう検討し作成している。

今年度は、初めの声掛けから公告までの間が長すぎたことから、他者からの引き合いもあり、仕様を満たす物品の確保ができないとの理由で辞退した業者があったため1者応札となった。

県別に入札を行うよりも現在の一括調達による入札が、スケールメリットにより調達コストを削減できると考える。

なお、一括調達ができる業者が無くなった場合には、県別に分けての入札を検討する。

後は、対応可能な業者への事前の声掛けはもちろ

【案件4】

「令和2年度愛媛県内合同宿舍住宅用警報器取替業務」

契約相手方：東洋防災工業株式会社

契約金額：4,565,000円

契約締結日：令和2年11月6日

担当部局：四国財務局

警報器は10年を目安に更新しているが、何か規定があるのか。

宿舍は建築年次がそれぞれ違っているはずであり、10年経たずに更新したものがあるのではないか。

ん、入札時期を少しでも早め、業者へ時間的余裕を与えられることができるよう対応し、競争性を維持するためにも応札者を最低でも二者は確保したいと考える。

総務省令では「交換期限が経過しないよう適切に交換すること」とされており、それ以上の規定はないため、警報器の取替は、電池の寿命である10年を目安に更新している。

警報器設置の義務化は、新築で平成18年6月1日から、既存で平成23年6月1日から実施することとなった。

宿舍への取付けに当たっては、警報器設置義務化に伴う市場の商品不足や取付業者の不在による取付け困難等を回避するため、管内の4県について、県別に複数年度に分けて設置した経緯があるが、現時点では10年での更新となっている。